

鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 2 8 号

鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
の一部を改正する規則

鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 3 0
年鳥取市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 サービスの提供の項中「市の」を「市等の」に、「栄養士」を「栄養士又は
管理栄養士」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。